

広島県告示第百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、三原市久井町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、三原市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十一年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

上		欄		下	
大字	字	地番	大字	字	
泉	末貞	二三八八の一部、二四一八及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部並びに二四二〇、二四二五に隣接する水路である市有地の全部	泉	才ノ木	
	栗光	一三二八の二の一部、一三二八の三、一三二九の二の一部、一三二九の三の一部、一三二九の五の一部、一三二九の六から一三二九の九まで、一三二九の一〇の一部、一三二九の一、一三三〇の二の一部、一三三〇の二の一部、一三三〇の三及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部並びに一三二八の一に隣接する道路である市有地の一部		末貞	
	才ノ木	一三六一の二の一部、一三六二の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部			
	大坪	二二九三の一部、二二九四の一部、二二九八の一部、二二九九、二三〇二の一、二三〇六の一、二三〇六の二の一部、二三一三の一部、二三一四の一部、二三一四の二及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部			
	法師矢	一四一三の三の一部、一四一三の四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部			

オノ木	法師矢	永通	大坪	半田	前谷
<p>一三六二の一部、一三六四の一部、一三六四の二、一三六六の一部、一三六六の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部並びに字大坪二二九四の一部、二二九五の一、二二九七、二二九五の二に隣接する道路である市有地の一部</p>	<p>一四〇六の四の一部、一四〇七の四の一部、一四三一の一部、一四三一の二の一部、一四三二の二から一四三三の三まで、一四三三の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部</p> <p>一四〇四の一部、一四〇五の一部、一四〇六の一、一四〇六の三の一部、一四〇六の四の一部、一四〇六の五、一四〇七の一部、一四〇七の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部</p>	<p>一三七二の三</p>	<p>字法師矢一四〇六の三の一部に隣接する水路である市有地の一部</p> <p>二三〇三の二の一部、二三一一の一部、二三一二の一部、二三一三の一部、二三一四の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部</p>	<p>一四六八の五の一部、一四七〇の二の一部、一五〇九の一部、一五〇九の二の一部、一五一〇の一、一五一〇の二、一五一一の一から一五一一の五まで、一五一一の二から一五一一の三まで、一五一一の四、一五一一の五の一部、一五一一の六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部並びに一四六八の四、一四六八の五の一部に隣接する水路である市有地の一部</p>	<p>字法師矢一五一三の二、一五一四の二、一五一四の二の一部に隣接する道路である市有地の全部</p>

大坪	栗光	法師矢
----	----	-----

前谷	半田	上宗	前谷	栗光	法師矢
市有地の一部 字上宗一五二四の一の地先の道路である	一四九三の一部、一四九四の四の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部並びに字上宗一五二四の一、一五二三の一に隣接する道路である市有地の一部	一五一四の二の一部及びこれに隣接する水路である市有地の全部	一五二四の三の一部、一六六一の三の一部及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部並びに字前谷一六二四に隣接する道路である市有地の一部	字永通一三七三に隣接する道路である市有地の一部	一四〇四の一の一部及びこれに隣接する道路である市有地の一部
	上宗	前谷	半田	永通	